

令和2年4月8日

(令和2年4月9日更新)

(令和2年4月13日更新)

(令和2年4月14日更新)

裁判所利用の皆様へ

神戸地方裁判所

神戸家庭裁判所

新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について

政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及び兵庫県知事の外出自粛要請等を踏まえ、神戸地方裁判所及び神戸家庭裁判所（支部・簡裁・出張所を含む。）において、4月9日から5月1日までの間に実施される予定であった期日については、次のとおり取り扱われます。

◆ 民事事件（調停事件を含む。）及び行政事件については、次の事件を除いて期日が取り消されます。新たな期日については、指定され次第、担当部（室・係）から連絡があります。ご不明の点があれば、担当部等にお問い合わせください。

- ・ドメスティックバイオレンス事件
- ・人身保護事件
- ・民事保全事件のうち特に緊急性のあるもの
- ・民事執行事件のうち特に緊急性のあるもの
- ・倒産事件のうち特に緊急性のあるもの

◆ 刑事事件については、一部の事件の期日が取り消されます。傍聴券交付については、ホームページの傍聴券交付情報をご覧ください。保釈など緊急性の高い業務は通常どおり行っています。

◆ 簡易裁判所の窓口における手続案内については、態勢を縮小して実施しています。手続の概要や申立書式は、できる限り、ホームページでご確認いただきますようお願いいたします。保全の申立て等、急を要する事情があるものについては、事前に電話でご相談ください。

◆ 家事事件に関し、調停事件、審判事件等期日が指定されている事件については、次の事件を除き、指定期日が取り消されます。

- ・児童福祉法上の一時保護事件、審判前の保全事件等急を要する事件

人事訴訟事件についても、期日指定がされている事件については、指定期日が取り消されます。

新たな期日については、指定され次第、担当係から連絡があります。

事件を受けた当日に審理を行う事件処理（いわゆる即日審判）については、当面、実施を見合わせます。

家事手続案内については、当面、原則として、行わない取扱いとしています。

審判前の保全の申立て等に関するものなど、急を要する事情がある場合には、ご相談ください。

ご不明の点があれば、担当係にお問い合わせください。

◆ 少年事件については、原則として審判期日は取り消されますが、観護措置がとられている事件のほか、特に急を要する事件については、審判期日を開く場合があります。

ご不明の点があれば，担当部等にお問い合わせください。

- ◆ 裁判所に提出される文書の受付業務は継続しておりますし，郵送により提出された文書も受け付けています。